

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年11月28日

金 曜 日

第 3842 号

目 次

告 示

- | | |
|------------------------------------|---|
| ○建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正 | 1 |
| ○保安林の指定予定 | 2 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 3 |
| ○換地処分 | 4 |

公 告

- | | |
|---------------|--|
| ○土地改良区の役員の就退任 | |
|---------------|--|

~~~~~  

## 告 示

  
~~~~~

富山県告示第496号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部
改正について

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成26年富山県
告示第 342号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同
条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項第 1 号イ」を「第 1 項第 1 号イ」に改め、同項
を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え、同項を第 3 条第 2 項とする。

2 前項の申請書は、インターネットを利用する方法により入手するものとする。
同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年
政令第 372号）の規定が適用される特定役務に係る競争入札に参加するため申請
書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間の開始

日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の3月末日まで（休日を除く。）の間、随時受付をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にとっては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の審査の結果、資格を有しない旨の通知を受けた者から請求があったときは、速やかに、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県告示第497号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

第1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村大勘場字千束13・14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村大豆谷字上山92の2、95の1、字南筋623、627の1、下梨字上開地447、小来栖字田ノ口710、711、大鋸屋字大谷島43の17から43の20まで、55の51、55の53、林道字市頭島1467、小院瀬見字背戸島56（次の図に示す部分に限る。）、綱掛字背戸山17の1、18から22まで、字田形294から299まで、立野脇字南谷3から5まで、24、25、26の1、小二又字左近5、39、40、41の1から41の3まで、42、43・44（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村字東山 204 の 1（次の図に示す部分に限る。）、字上島 21 の 1、22、23 の 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第498号

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、平成26年11月18日認可した。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第499号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成26年 11月26日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域二期地区羽根換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

牛ヶ首用水土地改良区の役員であった次の者が平成26年10月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 田 文 伸	富山市寺町 1606番地
同	野 尻 幸 雄	同 下野 399番地
同	中 西 清 則	同 八ヶ山 950番地
同	安 倍 征 男	同 呉羽町 1796番地
同	山 本 次 雄	同 本郷中部 465番地
同	黒 崎 甚 英	同 宮尾 979番地

同	田 邊 信 男	同	八 町	7538 番地
同	江 西 甚 昇	同	打 出	828 番地
同	野 口 幸 憲	射水市加茂中部		1151 番地
同	表 友 昭	同	白 石	493 番地
同	奥 野 莊 次	同	本 江	2394 番地
監 事	田 村 修	富山市婦中町安田		208 番地
同	田 中 正 義	同	野 口	1177 番地
同	野 口 久 之	同	金 山 新	156 番地
同	堀 田 毅	射水市七美		503 番地

土地改良区の役員の就任

牛ヶ首用水土地改良区の役員に次の者が平成26年10月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	福 村 佳 雄	富山市五福	5030 番地
同	野 尻 幸 雄	同 下野	399 番地
同	栗 山 善 作	同 八ヶ山	151 番地
同	安 倍 征 男	同 呉羽町	1796 番地
同	山 本 次 雄	同 本郷中部	465 番地
同	加 藤 康 夫	同 宮尾	1003 番地 3
同	辻 井 庄 作	同 八町	7429 番地
同	江 西 甚 昇	同 打出	828 番地
同	野 口 幸 憲	射水市加茂中部	1151 番地
同	表 友 昭	同 白石	493 番地
同	山 本 雅 幸	同 七美	1165 番地
監 事	原 島 和 男	富山市安養坊	235 番地

同	田中正義	同	野口	1177番地
同	五十嵐富雄	同	金山新	226番地
同	吉岡博幸	射水市本江		1890番地

土地改良区の役員の退任

古沢用水土地改良区の役員であった次の者が平成26年10月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	藤井賢輔	富山市境野新 258番地
同	米島武忠	同 古沢 214番地3
同	酒井重信	同 杉谷 108番地3
同	中島信義	同 古沢 228番地
同	角澤泰行	同 古沢 503番地
同	今井清則	同 栃谷 249番地
同	安川武志	同 東老田 665番地
同	城石和男	同 中老田 730番地
監事	森永良三	同 古沢 298番地
同	澤井昭雄	同 杉谷 414番地
同	北野弘信	同 栃谷 333番地

土地改良区の役員の就任

古沢用水土地改良区の役員に次の者が平成26年10月30日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	藤 井 賢 輔	富山市境野新 258番地
同	今 井 清 則	同 栃谷 249番地
同	市 川 徹 雄	同 古沢 530番地
同	中 島 信 義	同 古沢 228番地
同	角 澤 泰 行	同 古沢 503番地
同	奥 野 隆	同 杉谷 256番地
同	牧 石 正 雄	同 東老田 651番地
同	多 喜 正 人	同 中老田 537番地
監 事	北 野 弘 信	同 栃谷 333番地
同	高 浪 勇	同 古沢 342番地
同	高 野 修	同 杉谷 219番地

土地改良区の役員の就任

小矢部市土地改良区の役員に次の者が平成26年10月21日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	荒 永 誠 治	小矢部市平桜 6140番地
同	坂 田 良 俊	同 小森谷 67番地

